

平成 2 3 年度
印旛郡市広域市町村圏事務組合
水道用水供給事業会計予算書
補正予算（第 1 号）

印旛郡市広域市町村圏事務組合

平成23年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成23年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成23年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

(2) 年間総給水量 18,863,467 m³

(3) 1日平均給水量 51,539 m³

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	3,552,688千円	3,424千円	3,549,264千円
第1項 営業収益	3,523,912千円	3,211千円	3,520,701千円
第2項 営業外収益	28,776千円	213千円	28,563千円
	支 出		
第1款 事業費用	3,242,710千円	46,600千円	3,196,110千円
第1項 営業費用	3,069,090千円	54,826千円	3,014,264千円
第2項 営業外費用	172,190千円	8,226千円	180,416千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 876,638千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 40,128千円及び過年度分損益勘定留保資金 836,510千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,143,675千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 33,033千円及び減債積立金 313,395千円並びに過年度分損益勘定留保資金 797,247千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	798,232千円	409,065千円	389,167千円
第1項 企業債	419,200千円	363,600千円	55,600千円
第2項 国庫補助金	65,457千円	15,222千円	50,235千円
第3項 出資金	289,432千円	15,100千円	274,332千円
第4項 負担金	24,143千円	15,143千円	9,000千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,674,870千円	142,028千円	1,532,842千円
第1項 新設工事費	295,056千円	80,374千円	214,682千円
第2項 建設改良費	392,119千円	61,654千円	330,465千円

第 5 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額及び償還の方法を次のとおり改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水供給事業	千円 55,600	証書借入	年 4.5 % 以内	起債の日から措置期間を含め 30 年以内において元利均等償還または元金均等償還するものとする。ただし、水道用水供給事業会計の都合により、措置期間であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、または低利債に借り換えることができる。

第 6 条 予算第 8 条に定めた経費を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	197,252 千円	11,362 千円	185,890 千円

第 7 条 予算第 9 条中「 51,592 千円」を「 36,225 千円」に改める。

第 8 条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

単位：千円

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
資本的 支 出	新 設 工 事 費	印旛広 域水道 用水供 給事業	58,910,274	昭和56年度	258,905	58,910,274	昭和56年度	258,905
				昭和57年度	2,048,054		昭和57年度	2,048,054
				昭和58年度	2,433,520		昭和58年度	2,433,520
				昭和59年度	2,083,053		昭和59年度	2,083,053
				昭和60年度	1,434,193		昭和60年度	1,434,193
				昭和61年度	2,465,910		昭和61年度	2,465,910
				昭和62年度	1,509,945		昭和62年度	1,509,945
				昭和63年度	911,161		昭和63年度	911,161
				平成元年度	545,850		平成元年度	545,850
				平成2年度	442,405		平成2年度	442,405
				平成3年度	714,768		平成3年度	714,768
				平成4年度	930,085		平成4年度	930,085
				平成5年度	871,980		平成5年度	871,980
				平成6年度	537,528		平成6年度	537,528
				平成7年度	751,007		平成7年度	751,007
				平成8年度	1,032,079		平成8年度	1,032,079
				平成9年度	1,669,759		平成9年度	1,669,759
平成10年度	916,335	平成10年度	916,335					
平成11年度	826,510	平成11年度	826,510					
平成12年度	883,972	平成12年度	883,972					

			平成13年度	741,855	平成13年度	741,855
			平成14年度	777,871	平成14年度	777,871
			平成15年度	723,812	平成15年度	723,812
			平成16年度	552,338	平成16年度	552,338
			平成17年度	446,428	平成17年度	446,428
			平成18年度	550,689	平成18年度	550,689
			平成19年度	526,735	平成19年度	526,735
			平成20年度	380,785	平成20年度	380,785
			平成21年度	281,785	平成21年度	281,785
			平成22年度	196,487	平成22年度	196,487
			平成23年度	295,056	平成23年度	214,682
			平成24年度	738,875	平成24年度	331,898
			平成25年度	865,283	平成25年度	1,257,931
			平成26年度	1,433,447	平成26年度	2,532,866
			平成27年度	3,007,087	平成27年度	2,938,910
			平成28年度	7,341,402	平成28年度	4,654,186
			平成29年度	5,666,770	平成29年度	7,666,451
			平成30年度	3,690,119	平成30年度	6,468,847
			平成31年度	3,934,793	平成31年度	2,728,517
			平成32年度	3,491,638	平成32年度	1,670,182

第 9 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成 2 4 年度計装設備点検業務委託	平成 2 3 年度から 平成 2 4 年度まで	37,326 千円
平成 2 4 年度水質検査業務委託	平成 2 3 年度から 平成 2 4 年度まで	10,032 千円
平成 2 4 年度毎日水質検査業務委託	平成 2 3 年度から 平成 2 4 年度まで	696 千円

平成 2 4 年 2 月 1 0 日 提出

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 蕨 和 雄